

17 - 避難設備等

【基本的な考え方】

火災などの緊急の事態が発生したときは、安全に避難できるように誘導しなければなりません。視覚障害者、聴覚障害者などすべての人に正確な情報を伝達し、安全に誘導するための十分な配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
点滅装置付誘導灯 「13-2」 点滅装置	学校、病院・診療所及び社会福祉施設等（主として聴覚障害者が利用するものに限る。）で用途面積が2,000㎡以上のものに設置される消防法施行令第26条第1項に規定する誘導灯は、点滅装置を有するものとする。	

設計標準

項目	整備水準	解説
非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常警報設備を設置する場合は、視覚障害者や聴覚障害者に配慮した光、文字、音、音声等による非常警報設備を併設します。 非常警報設備を設置する場合は、自動火災報知器と連動させます。 	<p>非常口から屋外の安全な場所までの避難経路についても安全性を確保します。</p> <p>平常時閉鎖型のものは特に配慮が必要です。</p>
避難誘導設備	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導設備を設置する場合は、点灯灯、電光掲示、一斉放送設備などを併設します。 	
避難経路	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路を単純な動線計画とするなど、高齢者、障害者等ができる限り自力で避難できるように配慮します。 避難路、非常口には、段を設けないものとします。 非常口の幅員は、90cm以上とし、非常扉は、避難方向に開くものとします。 防火扉は、開閉が容易なものとします。 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
点滅装置付誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導灯を設置する場合には、点滅装置付誘導灯とします。 	
避難誘導システム	<ul style="list-style-type: none"> 光走行式避難誘導装置は、聴覚障害者、弱視者だけでなく、すべての人にとって有効な誘導方式です。 	
携帯型案内システム	<ul style="list-style-type: none"> 振動機能や音声読み上げ機能付の携帯電話を活用したシステムでは、視覚障害者や聴覚障害者にとっても有効な方式です。 	

【避難設備等の種類】

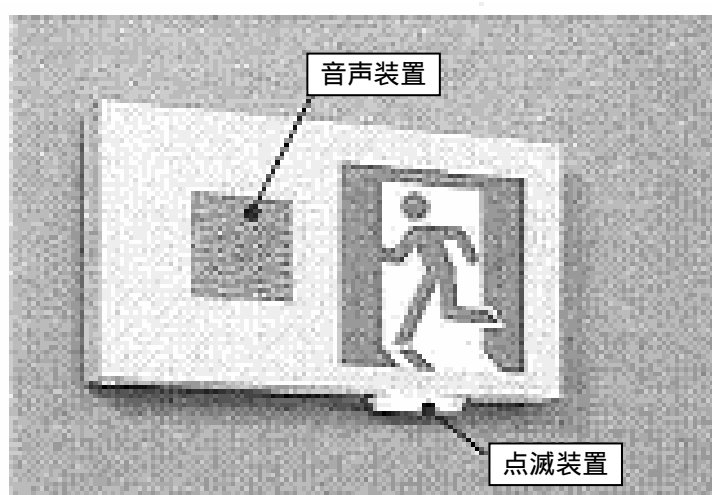
点滅装置付誘導灯	自動火災報知設備からの信号を受けて、光源を点滅させる誘導灯のことです。 通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が付置され、光源が点滅するタイプのものや、形状は通常の誘導灯と同様で、内臓する蛍光ランプが点滅するタイプのものなどがあります。
誘導音声装置付誘導灯	自動火災報知設備から信号を受けて、誘導灯に内臓し、又はその付近に設置するスピーカから誘導音声を発する避難口誘導灯のことです。
自動音声警報装置	音声等による警報を自動的に放送する機能を付加した非常放送設備のことです。
非常用構内通報機・警報機	緊急事態発生を伝達するため、内線電話を利用するシステムや居室内テレビの同軸ケーブル等を利用するシステムのことを非常用構内通報機・警報機といいます。
パトライト(回転灯)	スイッチを押すと黄色のランプが点灯し、回転する回転灯のことです。
非常文字表示装置	非常用放送設備と連携し、文字標示装置により必要な情報を提供するディスプレイのことです。
光走行式避難誘導装置	光源列を避難方向に沿って配置し、順次点滅させることで、光が避難方向へ走行するように見えるシステムのことです。
携帯式バイブレタ	自動火災報知設備からの信号を受けて、振動により直接人体を刺激し、異常を伝達する装置のことです。振動装置をベッドに固定する方法や身体の一部に腕時計のように巻き付ける方式等によって、就寝中に利用します。

点等装置付誘導灯の例

点滅型誘導灯(電池内蔵型)

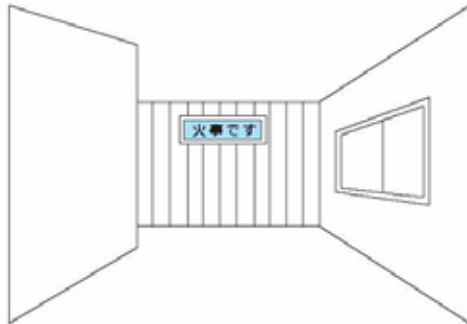


誘導音付点滅型誘導灯(電池内蔵型)



避難誘導装置の例

非常文字表示装置の例



光走行式避難誘導装置の例

